

長久手市長殿

児童手当・特例給付 認定請求書

提出年月日

※受付確認年月日

児童手当の支給を受けるため、関係書類を添えて申請します。
なお、請求者及び配偶者の世帯、年金の加入状況及び課税情報について、長久手市長が公簿により確認することに同意します。

請求者	ふりがな ①氏名 (法人名等)				②性別 男・女	③生年 月日	昭和・平成 年 月 日	④職業 ア.被用者(会社員) イ.公務員 ウ.被用者等でない者	⑤配偶者 の有無 有・無			
	⑥住所 (法人の主たる事務所の所在地)	〒 480- 長久手市			⑨前年1月1日時点 の住所地			※⑥現住所と違う場合に記入				
	⑦請求者の個人番号				⑩今年1月1日時点の 住所地							
	⑧支払希望 金融機関 (請求者と同じ名義に限る。)	金融機関コード	金融機関名 銀行 農協 信用金庫	支店コード	支店名 本店 支店 出張所	預金種別 普通 貯蓄 当座	口座番号	口座名義(カタカナ)				
	公金受取口座	<input type="checkbox"/> 利用する										
配偶者等	ふりがな				⑬職業 ア.被用者(会社員など) イ.公務員 ウ.被用者等でない者	⑮配偶者等の現住所	※請求者と別居の場合に記入					
	⑪氏名	(S・H 年 月 日生) 児童手当又は特例給付の支給要件の該当性を審査するため、長久手市長が必要な税情報の公簿等の確認を行ふことに同意します。				⑯前年1月1日時点の 住所地						
	⑫配偶者等の個人番号				⑭請求者との同居・別居 同居・別居	⑰今年1月1日時点の 住所地						
児童	(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	同居・別居 の別	海外留学をしている 場合の出国年月	住所	監護の 有無	生計 関係	※児童との関係で、 該当する場合に○印	※3歳未満の児 童○印	※3歳以上小学校 修了前の児童○印	※小学校修了後中 学校修了前の児童 ○印
			平成 ・ 令和 年 月 日	同居 ・ 別居 年 月	平成 ・ 令和 年 月	※別居の場合のみ □配偶者と同じ	有・無	同一 ・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
			平成 ・ 令和 年 月 日	同居 ・ 別居 年 月	平成 ・ 令和 年 月	※別居の場合のみ □配偶者と同じ	有・無	同一 ・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
			平成 ・ 令和 年 月 日	同居 ・ 別居 年 月	平成 ・ 令和 年 月	※別居の場合のみ □配偶者と同じ	有・無	同一 ・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
			平成 ・ 令和 年 月 日	同居 ・ 別居 年 月	平成 ・ 令和 年 月	※別居の場合のみ □配偶者と同じ	有・無	同一 ・ 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母			
⑯ 加入して いる公的 年金制 度の種 別	()私立学校教職員共済 ア.厚生年 金保険 →勤務先	イ.国民年金 ウ.その他 () () () うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数 人	⑯譲渡所得の有無 ⑰扶養親族等及び児童の数 人 人	有・無 認定・ 却下 令和 年 月 日	認定・却下年月日 令和 年 月 日	支給開始年月 令和 年 月 日	認定番号 NO.	手当月額 3歳未満 円 3歳以上小学校修了前分 円 中学生分 円 合計 円				
			⑱所得の状況 令和 年分所得額 円	控除後の所得額 円	所得制限限度額 円	区分 児童手当 特例給付 却下 円						
			⑲所得の状況 令和 年分所得額 円	控除後の所得額 円	所得制限限度額 円	区分 児童手当 特例給付 却下 円						
			⑲所得の状況 令和 年分所得額 円	控除後の所得額 円	所得制限限度額 円	区分 児童手当 特例給付 却下 円						
			⑲所得の状況 令和 年分所得額 円	控除後の所得額 円	所得制限限度額 円	区分 児童手当 特例給付 却下 円						
※審査所 得の合計	和年分額	雜損控除額	醫療費控除額	小規模企業共済等 掛金控除額	障害者控除額 障害人・特障人	寡婦・ひとり親・勤労 寡学生控除	児童手当法施行令 第3条第1項による控除	80,000円				

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

市確認欄	●申請事由 ●本人確認 □済 出生 転入 受給者変更(海・離・婚) 同居父母 その他)	●令和 年 月 支給開始 □15日要件該当 ●不足書類 □案内済 □振込先口座 □個人番号(配・児童) □その他)	●課税台帳 □請求者(ありなし) □配偶者(ありなし) □連絡票がない場合、前市町村へ 消滅日の確認が必要。 令和 年 月 日消滅 (月 日前市町村へ確認)	●公金受取口座 □使用する □使用しない ↓ □備考欄入力 →□入力済み 内容→() □リスト入力 →□入力済み 対象外()	●備考欄入力 □必要→□入力済み 内容→() ●ひとり親手当 □案内済 □対象外() 受付者
------	--	--	--	---	--

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。
また、請求者が個人であり、前年（1月から5月までの月分）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を⑨に記入し、本年については、1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を⑩に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ②、③、④、⑤、⑯、⑰及び⑱の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑪、⑫、⑬、⑭、⑮及び⑯、⑰の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
⑯の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が前年（1月から5月までの月分）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を⑩に記入し、本年については、1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を⑰に記入してください。
- 6 ⑯の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 8 ⑯の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 ⑯の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
 - イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 ⑰の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 11 ⑰の欄は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除（当該控除のみなし適用を申請する場合は、その額を控除した額）又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住することを明らかにできる書類
 - ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにできる書類
 - エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにできる書類
 - オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにできる書類
 - カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにできる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにできる書類
 - ク 請求者が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
 - ケ 「10」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにできる書類
 - コ 請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにできる書類

備考

1. ⑦の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。